

答申行政第81号

答 申

第1 審査会の結論

岡山県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書非開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

- 1 審査請求人は、令和元年8月19日付けで、岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、「平成元年から令和元年までの約30年間において土木部が発注した土木工事（建築工事及び住宅工事を除く。）において、工事の設計変更に伴い再度地元協議を行った事案に関する公文書」（以下「本件対象公文書」という。）の開示請求を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に係る公文書として、「平成元年から令和元年までの約30年間において、土木部が発注した土木工事（道路事業）において、事業計画の変更に伴い、再度地元説明会を行った事案の文書」と特定した上で、請求のあった公文書は作成していないため保有していない、として非開示とする本件処分を行い、令和元年10月18日付けで審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、令和2年1月18日付けで、実施機関に対して審査請求を行った。
- 4 実施機関は、条例第17条の規定により、令和2年3月19日付けで、岡山県行政不服等審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件処分に係る審査請求について諮問した。

第3 審査請求人の主張要旨

- 1 審査請求の趣旨
存在するはずの文書の開示決定を求める。
- 2 審査請求の理由
審査請求人が、審査請求書、反論書及び意見陳述において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。
岡山県が土木事業を計画する場合、地元に対し、何回か、事業目的、工法、期間等を説明する地元説明会を行う。
工事着手後の工法変更や、長期間経過後の事業目的の変更など、種々の変更が考え

られ、場合によっては再度地元の同意を得る必要があるものもあると思っている。

この30年間に、設計変更に伴う再度の地元協議が行われていないという本件の非開示決定からは、一度地元同意を取り付ければ、後は何とでもできるという姿勢が伺えるが、岡山県の土木行政は、そのような姿勢で行われているのではないと信じており、したがって、そのような事例及び文書は存在すると信じている。

「工事の設計変更」に関して開示請求を行ったが、県からは「事業計画の変更」として非開示決定通知及び弁明があった。審査請求人にとっては、工事の設計変更も事業計画の変更も同一であると理解して頂きたい。すなわち、事業計画、全体又は工区ごとの設計、用地買収の計画等、全てがそのいずれにも該当する。

県道〇〇〇〇線の道路事業で平成〇年〇月〇日に行われた説明会は、本件の開示請求にいう再度の説明会に当たるのか否か明確にされたい。また、同事業で平成〇年〇月〇日に開催された説明会に関しては、廃案を受けて実施したので請求対象文書に該当すると思う。

この事業では、事業目的が変更されていることが県から市に説明されているが、目的の変更についての地元への説明はなく、また同一路線の別工区でのループ橋案の廃案や、法面の工法変更についても地元には説明がなかった。

全ての変更を県が恣意的に行えるものではなく、再度地元説明会を行った事案はあるはずである。その事案に関しての文書を開示願いたい。文書はまとまっている必要はなく、断片的なもの、事業名だけでも構わない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書及び意見陳述において説明している内容は、おおむね次のとおりである。

開示請求の際に電話で趣旨を確認したところ、「土木部」には県民局・地域事務所を含むこと、土木工事のうち道路事業に限定することを確認した。

開示請求書の文中「工事の設計変更」とは、工事の着手後に設計図書と現場条件が一致しない場合等に、工事請負契約書や設計基準等に基づき、設計図書の変更を行うことと考えている。変更内容は様々であり、変更事案毎にその都度地元の方々を集めて説明会を行うことは合理的ではないと判断し、地元代表者や関係地権者に個別に説明している。仮に工事の設計変更と理解した場合、発注した工事の現場条件が想定と異なることはよくあるので、工事の設計変更は非常に数が多く、工事の設計変更として請求されれば事務処理に時間を要する旨審査請求人に伝えた上で、開示請求が行われた。

したがって、本件開示請求の対象となった公文書を、平成元年から令和元年までの約30年間に於いて土木部が発注した道路事業において、事業計画の変更に伴い、再度、当初同様の地元説明会を行ったことがわかる文書であると判断した。

道路事業においては、事業目的や必要性、計画延長、道路の幅員、全体事業費に影響する主な工事内容としての大規模構造物の変更など、当初の事業内容が大きく変更される場合を「事業計画の変更」と考えているが、仮にこのような変更が発生した場

合、当初と同規模での地元説明会を開催するか否かについては、地域の方々に対する事業実施の透明性、客観性及び公平性を勘案し、又は地元から開催の希望があれば協議した上で、判断している。

岡山県土木部道路建設課及び同道路整備課が発注した道路事業においては該当する事案はなく、各県民局及び各地域事務所に対して照会し、いずれからも該当がない旨の回答を得たため、該当文書は存在しないと判断した。

第5 審査会の判断

1 本件対象公文書について

本件開示請求の対象となった公文書は、「平成元年から令和元年までの約30年間において土木部が発注した土木工事（道路事業に限る。）において、事業計画の変更に伴い、再度地元説明会を行った事案の文書」である。

2 本件対象公文書に係る条例上の条項について

条例第7条において、実施機関は、開示請求に係る公文書に同条第1号から第7号までのいずれかに該当する情報が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならないとされている。

3 本件対象公文書の特定について

審査請求人は、工事着手後の工法変更や、長期間経過後の事業目的の変更等には、場合によっては再度地元の同意を得る必要があるものもあるはずであり、そのような事例及び文書は存在すると推測される旨を主張している。

また、県道〇〇〇〇線の道路事業に関して平成〇年〇月〇日及び平成〇年〇月〇日に開催された説明会は、再度の地元説明会に当たるのではないかと主張している。

これに対し、実施機関は、仮に工事の設計変更と理解した場合、非常に数が多いので事務処理に時間を要する旨を審査請求人に伝えた上で開示請求があったので、事業計画の変更と理解した。当初の事業内容を大きく変更する場合を事業計画の変更と考えており、このような場合、当初計画の説明会と同規模での地元説明会を開催するか否かは個別判断しているが、県本庁、各県民局及び各地域事務所の関係部署を調査した結果、請求された事案に該当するものがなく、請求文書は存在しないと主張している。

まず、開示請求書に「工事の設計変更」と記載されている部分を、実施機関が「事業計画の変更」と理解した点について検討する。

「工事の設計変更」及び「事業計画の変更」という用語について、実施機関は、それぞれの用語が指し示す概念の内容について説明しているのに対し、審査請求人は、自身にとってはどちらも同じであり、事業計画、全体又は工区ごとの設計、用地買収の計画等、全てがそのいずれにも該当すると説明している。仮に、審査請求人が説明しているこれらの要素を包括する概念を、実施機関が説明する2つの用語の意味内容に照らして当てはめた場合、「事業計画の変更」を意味するとの実施機関側の理解は、

実施機関側が説明する用語の意味内容が一般的な理解と相違せず、概念操作によって情報公開を潜脱する意図によるものではないと理解できることから、特段不合理な判断とは言えない。

その上で、不存在との実施機関の説明について検討すると、実施機関は、事業計画の変更に伴って再度地元説明会を行った事案を関係部署において調査したところ当該事案は存在しなかった旨を説明している。

また、審査請求人が審査請求書において平成〇年〇月〇日に開催された事案が再度の説明会に当たるかどうか明確にされたいと主張している点については、実施機関における定義上、事業計画の変更に伴うものではないと説明している。

さらに、審査請求人が平成〇年〇月〇日の説明会は再度の説明会に当たるとはいかんと主張している点については、用地測量・物件調査への協力の要請を目的とした説明会であり、当該説明会においては計画変更についても説明しているものの、事業計画の変更に伴う説明会には当たらないと判断したと説明している。

これらの説明については、上記の2件の説明会の記録等に照らしても不自然なものではなく、請求対象公文書を「事業計画の変更」に関するものと理解した場合における実施機関の説明として不合理なものとは言えない。

4 結論

以上により、実施機関が、本件対象公文書について非開示とした本件処分は妥当であると認められることから、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

第6 審査会の経緯等

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和2年 3 月 1 9 日	実施機関から諮問を受けた。
令和2年 5 月 2 9 日 (審査会第1回)	事案の審議を行った。
令和2年 6 月 2 6 日 (審査会第2回)	実施機関の意見陳述の聴取を行った。
令和2年 8 月 2 8 日 (審査会第3回)	審査請求人の意見陳述の聴取を行った。
令和2年 9 月 2 8 日 (審査会第4回)	事案の審議を行った。
令和2年 1 0 月 1 9 日 (審査会第5回)	事案の審議を行った。
令和2年 1 0 月 2 8 日	実施機関に対し答申を行った。

岡山県行政不服等審査会委員名簿

氏 名	職 名	備 考
会 長 南 川 和 宣	岡山大学大学院 社会文化科学研究科教授	第一部会部会長
会長職務代理者 鷹 取 司	弁護士	
会長職務代理者 森 智 幸	弁護士	
岩 崎 香 子	弁護士	第一部会委員
岩 藤 美智子	岡山大学大学院 法務研究科教授	
釜 瀬 司	社会福祉法人 吉備の里理事長	第一部会委員 審査会第4回まで審議
三 宅 昇	公益財団法人 岡山県産業振興財団顧問	第一部会委員 審査会第5回から審議
田 並 尚 恵	川崎医療福祉大学 医療福祉学部准教授	第一部会委員
豊 田 ひとみ	前日本赤十字社岡山県支部 事務局長	
中 富 公 一	広島修道大学 法学部教授	

※本件事案については、第一部会において調査審議を行った。